介護施設や障がい者支援サービス事業所で就業する人の奨学金返還を支援します

**西和賀町介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金**

町では、町内にある介護施設や障がい者支援サービス事業所で働く人材の確保と定着を図るため、奨学金返還に係る一部を補助します。

**１　対象者**

　　次の①～⑤の全てに当てはまる者

①　返還義務のある奨学金を借りて学校等を卒業した者

　②　町内にある介護施設等（※１）に週30時間以上勤務する職員として採用され、介護や福祉業務に従事している者又は指定したいずれかの資格免許(※２)に基づく業務を行っている者

　　　※非正規職員でも週30時間以上勤務している場合は補助の対象になります。

③　申請する日の属する年度末時点の年齢が39歳までの者

④　奨学金返還に係る他の補助を受けていない者

　※１　介護施設等

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、訪問介護、

通所介護、居宅介護支援、障害福祉サービス又は相談支援を行う事業所

（注）国や地方公共団体が運営する事業所並びに居宅療養管理指導や介護予防居宅療養管理指導事業を行う事業所は除く

※２　資格免許

　　　介護福祉士、社会福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士

**２　補助対象期間**

　　補助金の交付申請を初めて行った日の属する年度における補助金の交付対象となった最初の月から起算して、60月以内又は奨学金の返済が終了した日の属する月のいずれかの早い月までとする。

**３　補助額**

　　申請年度に返還すべき奨学金の返還額

　　※上限額：144,000円（資格免許のある者は192,000円）

　　※対象事業所での勤務開始日が月の初日ではない（２日以降）の場合は、勤務開始月の翌月分から補助の対象になります。

月途中で退職した場合は、退職月の前月までに返還した額が補助の対象になります。

【例１】勤務期間：４月１日から３月31日まで

申請年度における返還すべき額：150,000円

　　　→資格なし：144,000円　資格あり：150,000円

　【例２】勤務期間：４月15日から３月31日まで

　　　　　申請年度における返還すべき額：180,000円（５月～３月の返還すべき額：165,000円）

　　　　　→資格なし：144,000円　資格あり：165,000円

**４　補助金交付までの流れ**

（注）翌年度も奨学金の返還があり、引き続き、返還に係る補助金交付を希望する場合は、翌年度に再度（１）～（５）の手続き等をしていただくことになります。

**５　補助金の取消及び補助金の返還**

補助金の交付決定が取り消され補助金の返還が発生する場合があります。

　　・補助金の申請に関して、偽りや不正な行為があった場合

**６　提出先・交付申請の提出期限**

提出先：西和賀町役場　健康福祉課（沢内庁舎）又は税務課（湯田庁舎）

提出方法：郵送または窓口へ持参

 交付申請の提出期限：令和７年５月１日（木）～令和７年５月30日（金）まで

**７　注意事項**

この補助金は予算に限りがあるため、ご要望に沿えない場合があります。

**８　その他**

申請者の住所は問いません。西和賀町外に居住する方であっても、西和賀町内の対象事業所に勤務している場合は対象となります。

**９　申込み・問合せ先**

〒０２９－５６９２　西和賀町沢内字太田２地割81番地１

西和賀町役場健康福祉課（電話：０１９７－８５－３４１２）